

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第八章 雑則(第四十七条―第五十条)</p> <p>附則</p> <p>第八章 雑則</p> <p>(審査費用の概算額の算定)</p> <p>第四十七条 法第二百三十四条第二項及び第三項の規定による概算額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 法第二百三十四条第二項の概算額 同条第一項の審査のために必要な調査の対象となる者の数その他の審査の対象となる事項に関する数量に応じて当該審査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。</p> <p>二 法第二百三十四条第三項の概算額 同項の追加の調査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。</p> <p>(審査費用の概算額等の通知)</p> <p>第四十八条 法第二百三十四条第二項から第四項までの規定による</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

概算額又は不足額の通知は、同条第七項に規定する事項並びに納付の期限及び場所を記載した書面をもつてするものとする。

(審査費用の概算額に係る現金の保管)

第四十九条 カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第

三項の規定による概算額の納付があつたときは、同条第一項の審査が終了した後に当該概算額の全部若しくは一部を一般会計の歳入に繰り入れるため、又は次条の規定により当該概算額の全部若しくは一部を当該概算額を納付した者に返還するため、当該概算額に係る現金の全部を保管するものとする。

(審査費用を超える額の返還)

第五十条 カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第三項の規定により概算額として納付された額が同条第一項の費用の額を超えるときは、その超える額について、遅滞なく、当該概算額を納付した者に返還するものとする。

(新設)

(新設)